

石川河川公園古市スポーツ広場地区「多目的広場」ご利用にあたって

平成 26 年 12 月 25 日改定

(令和元年 10 月 1 日 利用料金修正)

1. 施設の概要について

面積 11,577 m²

うち防球ネットにより閉鎖できる面積 6,380 m² (110m×58m)

備品 防球ネット、設置用ポール及び工具

2. 広場を利用できる行為について

原則は自由使用です。譲りあってご利用ください。

ただし、運動会などの催し物や、少年サッカー、少年ソフトボール、フットサル及びこれらに類する行為の練習、試合などで独占排他的に使用される場合は、行為許可申請(1回3,670円)が必要です。

注1 テント等の設置には、別途占用許可申請と占用許可使用料が必要です。

注2 少年サッカー、少年ソフトボール、フットサル及びこれらに類する行為を行う場合は、防球ネットにより閉鎖した広場(面積6,380 m²)にて行ってください。

注3 防球ネットの設置

(1) 貸出用の防球ネットを準備しております。貸出時間は、午前9時から午後5時までです、必ず時間内に返却をお願いします。

(2) 防球ネットの保管場所からの搬出・搬入及び広場への設置・撤去は、施設利用者が管理事務所に申し出たうえで行ってください。

(3) 防球ネットは原則4面張りとしませんが、小学生以下の利用など、他の公園利用者の安全確保ができると管理事務所が判断する場合には、設置面数の緩和を認めます。その場合は、利用内容、年齢、人数等をまとめて、管理事務所にご相談ください。

(4) 設置緩和例(サッカーの場合)

●1面設置(パークゴルフ場側)・・・パス練習、シュート練習など

●2面設置(パークゴルフ場側+園路側)・・・少年サッカーの試合など

ただし、小学生以下の利用であっても状況に応じて3面設置をお願いする場合がありますのでご了承ください。

園路側の設置については、他の公園者の安全に配慮した体制が取られていると判断できる場合には、別途相談に応じ個別に判断します。

●3面設置(パークゴルフ場側+園路側+鉄道側)

・・・少年サッカーの試合などで、鉄道側の一般公園利用者が多い場合など

園路側並びに鉄道側設置については、他の公園利用者の安全に配慮した体制が取られていると判断できる場合には、別途相談に応じ個別に判断します。

(5) 利用後はポール立込み用のブロック穴蓋を必ず閉めてください。

(6) 防球ネット取付け前と取外し後は、独占排他的な使用はしないでください。

注4 貸出備品の補修・賠償について

防球ネット用のポール・ネット等を、故意又は重大な過失により損傷又は滅失した場合、

施設利用者が補修又は賠償しなければなりません。

注5 サッカーゴール等、必要な道具類は施設利用者にて準備が必要です。

注6 防球ネット等の物品搬入・搬出のため、必要最小限の車両の園内通行を認めますが、物品搬入・搬出が終わり次第、園内からの退出をお願いします。

また、緊急用の車両留置きは、原則1台のみとし、指定する場所に駐車をお願いします。

注7 パークゴルフ場・園路・鉄道にボールが飛来すると危険です。これらの付近ではボールを使用しないでください。

注8 施設利用後は後片付け・清掃を行い、発生したゴミ等はすべてお持ち帰りください。

また、施設に著しい不具合（雨天時の不陸など）が生じた場合は、施設利用者責任のもと、時間内に原状回復をしてください。

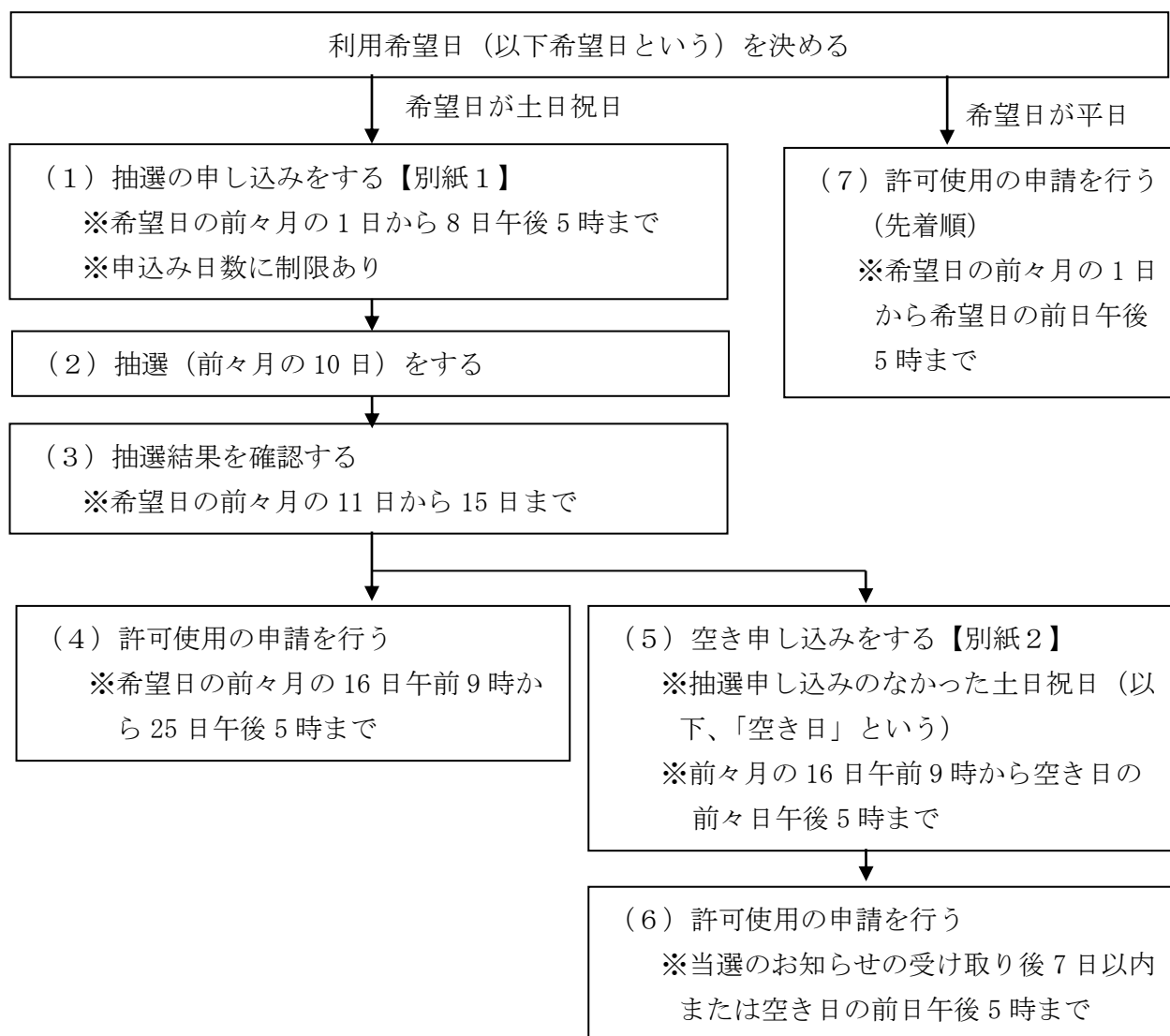
注9 申込のキャンセル・中止について

(1) 自己都合によるキャンセルは認めません。雨天その他グラウンドコンディション不良の場合や、感染症の流行等の理由により、やむを得ずキャンセルされる場合は、必ず事前に管理事務所までその旨をご連絡ください。

(2) 気象警報等発表時及び安全上の理由等により、利用を中止いただく場合がありますのでご了承ください

3. 許可使用の申請について

当施設の許可使用の申請の基本的な流れは次のとおりです。



(1) 抽選の申し込みをする

- 希望日が土日祝日の場合、抽選を行います。
 - ※年末年始（12月29日から1月3日まで）は施設利用できません。
 - ※府や市町村の公的使用などにより、利用できない日があります。
- 抽選の申し込みは、希望日の前々月の1日から8日午後5時まで、ファックス及び管理事務所窓口にて受け付けます。
 - ※1月1日から1月3日までは、窓口での申し込みはできません。
 - ※電話・メールでの申し込みはできません。
- 所定の抽選申込書【別紙1】に必要事項を記入の上、申し込みをしてください。
 - ※抽選申込書は、希望日1日につき1枚記入してください。
- ファックスでの申し込みの場合、希望日の前々月の9日までに受領印を押印したものを返送しますので、必ずご確認下さい。
- サッカーなど団体競技で利用する場合は、一行為一申請でお願いします。
 - ※一行為一申請とは、大会や練習試合などを行う場合に、主催者の一団体のみが抽選申し込みを行うということです。参加チームからの申し込みは重複申請とみなし、受け付けません。
 - ※後日重複申請が判明した場合は、判明した翌月の抽選申し込みについて、重複申請をした全てのチームからの申し込みを受け付けません。ご注意ください。
- 一団体（又は一個人）の同月における抽選を申込みできる日数は、当月の土日祝日の総数と日曜日数に応じて以下のとおりとします。

申込月の土日祝日数		申込できる日数	
総数	日曜日数	総数	日曜日数
8日	4日	2日	2日
9～11日	4日	3日	2日
	5日	3日	3日
12～14日	4日	4日	2日
	5日	4日	3日

※12月29日から1月3日までは日数に換算しません。

(2) 抽選

- 同日の申し込みが重複する場合は、希望日の前々月の10日午前10時より管理事務所にて抽選を行います。
- 公園管理事務所職員が公平公正に実施しますが、見学・傍聴は可能です。希望される方は管理事務所ロビーまでお越しください。
 - ※抽選は、日付順に行います。終了までに時間がかかることがあります。ご了承ください。

(3) 抽選結果を確認する

- 抽選結果は、管理事務所で開催した後、希望日の前々月10日から15日までに当選者あてにファックスにてお知らせします。
 - ※ファックスをお持ちでない場合は、電話にてお知らせします。

○あわせて、管理事務所窓口及び石川河川公園ホームページにて、予約済み日として情報提供しますので、空き日の確認にご利用ください。

(4) 許可使用の申請を行う

○抽選当選者は、希望日の前々月の 16 日午前 9 時から 25 日午後 5 時までに、管理事務所窓口にて行為許可申請の手続きを行ってください。

※当日のスケジュールや安全対策等の資料の添付をお願いします。

※申請内容によっては、許可できない場合があります。

※期限までに手続きをされないと当選を辞退したものとみなし、翌月の抽選申し込みは受け付けませんので、ご注意ください。

※当選を辞退された日等については、空き日として再度申し込みを受け付けます。ただし、当選辞退者は申し込むことができません。

(5) 空き申し込みをする

○空き日は、希望日の前々月の 16 日午前 9 時から空き日の前々日午後 5 時までファックスで、先着順に申し込みを受け付けます。

※公園管理事務所ファックスの受信時刻順とし、希望日の前々月の 16 日午前 9 時以前に受信したものは無効とします。ご注意ください。

※空き申し込みは、ファックスのみの受付とさせていただきます。

○一団体（又は一個人）の同月における土日祝日の空き申し込み数は、2 日までとします。

※抽選による申し込み回数とは別にカウントします。

○空き申し込みの当選は、当選者あてにファックスにてお知らせします。

※ファックスをお持ちでない場合は、電話にてお知らせします。

○あわせて、管理事務所窓口及び石川河川公園ホームページにて、予約済み日として情報提供します。

(6) 許可使用の申請を行う

○空き申し込み当選者は、当選お知らせの受け取り後 7 日以内に管理事務所窓口にて行為許可申請の手続きを行ってください。

※当日のスケジュールや安全対策等の資料の添付をお願いします。

※申請内容によっては、許可できない場合があります。

※期限までに手続きをされないと当選を辞退したものとみなし、翌月の抽選申し込みは受け付けませんので、ご注意ください。

※当選を辞退された日等については、空き日として再度申し込みを受け付けます。ただし、当選辞退者は申し込むことができません。

(7) 許可使用の申請を行う（先着順）

○希望日が平日の場合は、希望日の前々月の 1 日午前 9 時から希望日の前々日午後 5 時までに、窓口にて行為許可申請の手続きを行ってください。

4. 利用にあたっての注意点

- ・駒ヶ谷地区から古市スポーツ広場への移動は、必ず横断歩道をご利用ください。
- ・多目的広場横の園路は、一般利用者や管理車両等が往来します。園路をふさがないようにお願いします。